

上田市城南公民館運営審議会 会長
宮下 千元 様

上田市城南公民館長 滝澤 宗雄

諮 問 書

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、下記の件につき、貴会の意見を求めます。。

記

1 件 名 「コロナ禍における上田市城南公民館事業のあり方」について

2 諮問内容

昨年来、新型コロナウイルス感染症の拡大により、公民館活動は極めて大きな影響を受けております。

特に、「集う」、「学ぶ」、「結ぶ」を重要な機能として掲げてきた公民館は、新型コロナウイルスの感染対策のため、人が集うという機能を果たせないまま、施設を閉館せざるを得ない事態となるなど、社会教育の振興を図る上で、極めて危機的な状況に陥ることとなりました。

このような事態は、私たちの経験上、前例が無く、どのように対応したら良いのか、はっきりとした方向性が示されないまま今日に至っている状況です。

ワクチン接種などにより、現在の状況は、比較的落ち着いてはいるものの、以前のような公民館活動が行えるようになるかは未知数で、公民館の運営そのものについても今後考え直していく必要もあるのかもしれませんが。

また、公民館を利用してきた複数の団体が活動を中止しており、たとえ感染症が収束に向かっても以前のような活動を控えて人が戻らなくなる可能性もあります。

こうした中で、公民館では、新型コロナウイルスの感染対策を施し講座等を実施すると共に、オンラインを活用した講座の開催について研究を進めるなど模索をしている状況です。

つきましては、コロナ禍というかつてない状況のなかで、社会教育のあり方を検討するとともに城南公民館における現状・課題を整理し、この地域で進めるべくコロナ禍における城南公民館事業のあり方について幅広く意見をお聞きしたく諮問をするものです。

3 答申期限 令和4年9月30日